

「新しい生活様式」における区民利用施設の利用者ガイドライン（区民会館版）

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症に対する国の緊急事態宣言の解除や東京都の施設休業要請等の緩和を踏まえ、「新しい生活様式」における区民会館の利用に当たって、利用者及び来場者が遵守すべき事項について定めるものです。

なお、本ガイドラインは東京都の休業要請等の緩和ステップ等の状況に応じ、適宜変更するものとします。

1 基本的事項

区民会館の利用者（主催者）及び来場者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、密閉（換気 の悪い密閉空間）・密集（多数が集まる密集場所）・密接（間近で会話や発声をする 密接場面）といういわゆる3つの「密」を避け、手洗い・手指消毒・マスクの着用など、「新しい生活様式」における感染防止策を遵守して施設を利用するものとします。

2 利用者（主催者）及び来場者が遵守すべき感染防止策

① 利用人数の制限

利用人数の上限を100人以下とし、かつ収容定員の半分以下で利用してください。

② 人と人との間隔を空けた利用

人と人との間隔を2m（最低1m）空けて利用してください。

③ 麻雀やカラオケでの利用の禁止、大きな声での会話の制限

麻雀やカラオケでの利用は禁止します。合唱などの歌うこと、大きな声での会話等は控えてください。

* 公演等を行う場合の出演者が歌うことなどは可とします。

④ 飲食の禁止

飲食を伴う利用は、当面の間、禁止します。

* 熱中症予防のための水分補給は除きます。

⑤ 体調不良者等の利用禁止

以下に該当する場合は利用を控えてください。

ア 体調が良くない場合（発熱や咳、咽頭痛、頭痛などの症状がある場合）

イ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

⑥ 手洗い・手指消毒・マスクの着用

入館の際は手洗いや手指消毒を徹底し、マスクを着用して利用してください。

* 公演等を行う場合の出演者はマスクを着用しないことも可とします。

⑦ 十分な換気の確保

ホールについては、公演等の前後や休憩時間にドアは開放してください。

集会室については、30分に1回以上、数分間程度、二方向の窓を全開し、窓が一つしかない場合はドアを開けて換気を行ってください。

⑧ 利用申出書の提出

感染者が発生した場合に備えて、利用ごとに利用申出書を提出して頂くこととなりますので、ご協力ください。

*但し、利用申出書は提出せずに、以下の項目を記録し、(方法は問いません)保存しておいて頂くことができます。なお、感染が発生した場合には記録の提供にご協力頂くこともありますので、よろしくお願いいたします。

ホールの場合

- ・出演者・スタッフ等関係者の氏名及び連絡先(電話番号もしくは住所)
- ・来場者でご協力いただける方の氏名及び連絡先(電話番号もしくは住所)

集会室の場合

- ・参加者の氏名及び連絡先(電話番号もしくは住所)

⑨ 施設監督者との事前協議

利用者(主催者)は、来場者の入館方法、利用申出書の提出方法、利用者ガイドラインの周知方法等について、施設監督者と事前に協議してください。